

広報広聴課長様

愛媛県今治構想区域地域医療構想調整会議
事務局（担当課長：今治保健所企画課長）

審議会等の会議の公開又は非公開の決定について（報告）

このことについて、次のとおり報告します。

審議会等の名称	令和7年度第2回愛媛県今治構想区域地域医療構想調整会議		
事務局（担当課）	今治保健所 企画課 (担当) 奥田 幸男 (内線) 254		
設置根拠	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等 (名称) 愛媛県今治構想区域地域医療構想調整会議設置要綱		
設置年月日	平成27年6月1日		
審議会等の内容	今治構想区域における地域医療を確保することを目的に、地域医療構想の策定及び実現に向けた関係者との協議及び調整等を行う。		
公開・非公開決定（予定）日 (決定した会議開催日等)	令和8年1月29日		
公開・非公開の別 (決定の内容)	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 全部公開 <input checked="" type="checkbox"/> 部分公開	<input type="checkbox"/> 非公開
公開・非公開に 係る法令等の規定 (名称)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公開できない審議等の内容	非公開とする具体的理由		非公開規定
医療と介護の効率的な連携方法について 上島町の医療体制について	医療機関、消防本部等から提供を受けた一般に公開していないデータを含んでおり、当該情報が議事において公になると、医療機関・医師会・大学等の正当な利益を害するおそれがあるほか、県民に誤解を与え、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。		(1)-2 (1)-5
外来機能報告について	医療機関の内部情報に関する協議であり、公にすることにより、医療機関の競争上の地位や利益を害する恐れがあるため		(1)-2
摘要	新たな決定		
	報告日	令和8年2月2日	

注1 会議の公開又は非公開の決定後、速やかにその決定を本書により広報広聴課へ報告して下さい。（会議の公開又は非公開のいずれの決定の場合も報告して下さい。）

2 「公開・非公開の別（決定の内容）」が「部分公開」又は「非公開」の場合は、「公開できない審議等の内容、非公開とする具体的理由、非公開規定」を記入してください。

- 3 「公開できない審議等の内容」及び「非公開とする具体的理由」は、できるだけ具体的に記入してください。
また、「非公開規定」は、例えば、審議会等の会議の公開に関する指針の3（公開基準）の(1)の情報公開条例第7条例第2項第1号に該当する場合は、“(1)－1”と記入してください。
- 4 当初の公開又は非公開の決定により難い新たな事項の審議等を行うこととなり、これについての公開又は非公開の決定を行った場合は、「審議等の内容」に新たな事項の内容を記入し、「摘要」に“新たな決定”と記入してください。